

施設基準届出事項のご案内

当センターは厚生労働大臣が定める健康保険法による保険医療機関です。

○標榜科目

整形外科 小児整形外科 小児科
児童精神科 歯科

当センターの施設基準につきましては、下記の事項を届け出ています。

○基本診療料

障害者施設等入院基本料(10:1入院基本料)
診療録管理体制加算(診療録2)
データ提出加算3 □(200床未満)
小児入院医療管理料5(加算あり)
情報通信機器を用いた診療
電子的診療情報連携体制整備加算2

○特掲診療料

脳血管疾患リハビリテーション料(I)
運動器リハビリテーション料(I)
障害児(者)リハビリテーション料

(特掲診療料つづき)

小児運動器疾患指導管理料
児童思春期精神科専門管理加算
児童思春期支援指導加算

○入院時食事療養

○入院時食事療養(I)

医科点数表第2章第10部

手術の通則5及び6に掲げる手術の件数
(令和7年4月~令和8年3月)

○区分3に分類される手術

才 内反足手術等 1件

希望が丘こども医療福祉センター所長